

○ 平成25年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林の多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図る重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(面的まとまりをもった森林経営の確立)

- 地域主導で市町村森林整備計画の作成を進めるとともに、適切な森林施策を確保するため伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用等を図る。
- 林道や森林作業道が適切に組み合わされた路網の整備等を推進する。
- 森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、森林簿情報の都道府県と市町村等との間での共有化、森林所有者情報の行政機関の間や内部での共有等を推進する。

(多様で健全な森林への誘導)

- 長伐期林、育成複層林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導を推進するとともに、原生的な森林生態系、希少な生物の生育・生息地等の保全・管理等の推進による森林における生物多様性の保全を図る。
- 森林整備や海岸防災林の再生等に必要な優良種苗の安定供給を推進するとともに、無花粉スギ品種等の開発、少花粉スギ等の苗木安定供給体制の強化等を推進する。
- 立地条件が悪く、自助努力等によっては適切な整備が図られない森林等について、治山事業や水源林造成事業等の公的主体による整備を推進する。

(地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 気候変動枠組条約の締約国として引き続き森林吸収量を確保できるよう、間伐など森林の適正な整備、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマスの利用拡大等を推進する。
- 森林吸収量の算定・報告のための基礎データの収集・分析等を行う。また、気候変動に関する国際的な枠組みづくりに参画・貢献するとともに、途上国の森林減少・劣化の防止に資する技術開発等を支援する。

(東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進)

- 東日本大震災や豪雨災害等により被災した海岸防災林、治山施設、林道施設等の早期復旧・整備を図るとともに、近年の集中豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、保安林の適切な管理等により効果的・効率的な治山対策を推進する。
- 松くい虫等の森林病害虫等被害対策を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策を推進する。

(森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う森林の汚染実態の調査・分析、森林施策等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証・開発、木材製品の安全証明体制の構築等を推進する。
- 国と都道府県が協同して効率的・効果的な林業普及指導事業を推進する。

(森林を支える山村の振興)

- 特用林産物に対する消費者の安全と信頼の確保や経営の安定化を図るとともに、東日本大震災の被災地等での生産再開等への支援、きのこ原木等への放射性物質の影響調査、汚染低減の技術の検証への支援等を推進する。
- 木質バイオマス利活用施設の整備等により里山林などの未利用資源を活用するとともに、森林分野でのクレジット化の取組、山村振興対策、過疎地域対策等を推進する。

(国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林体験等の森林環境教育や里山林の再

生等、森林の多様な利用と整備を推進する。

(国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査・技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた開発途上国等に対する協力をを行う。
また、合法性の証明された木材・木材製品の普及啓発等により違法伐採対策を推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化、低コストで効率的な作業システムの普及等を推進する。

(人材の育成・確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林所有者に対する森林施業の提案、市町村森林整備計画の策定支援や森林所有者に対する指導等を行う人材の育成のための研修等を行う。

(林業災害による損失の補填)

- 森林国営保険の普及に引き続き努める。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(効率的な加工・流通体制の整備)

- 施業の集約化、低コスト作業システムの普及、地域における原木流通の促進等により、国産材の安定供給体制の整備を推進するとともに、木材加工施設の大規模化等を推進し、加工・流通体制を整備する。

(木材利用の拡大)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、低コストでの木造公共建築物の整備への支援等を行う。
- 耐火性・耐震性を備えた製品の開発、土木用等資材の安定供給、木造住宅や木材製品の購入の際にポイントを付与する取組等を支援するとともに、間伐材等の木質バイオマスの利用や木材輸出拡大に向けた戦略的な活動等を推進する。

(東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用)

- 復興に必要な木材を安定供給する体制の整備等を推進するとともに、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備等を推進する。

(消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」など総合的な普及啓発活動、「木育」^{もくいく}の実践活動やプログラム開発等を実施する。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

(公益的機能の維持増進を旨とした管理経営)

- 国有林野の管理経営に関する基本計画等に基づき、健全な森林の整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等を推進する。

(森林・林業再生に向けた国有林の貢献)

- 低コストで効率的な作業システムの普及・定着、森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業、市町村を技術面で支援する人材の育成等を推進する。

V 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合が施業集約化・合意形成と森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むことを推進するとともに、経営の透明性の確保、経営基盤の強化に向けた指導等を行う。